

おせっかいな

傍聴人の裁判解説

原発事故損害賠償・北海道訴訟―控訴審―

No. 17
2020年12月

2020年12月4日(金)、札幌高等裁判所で、原発事故損害賠償・北海道訴訟 控訴審第1回口頭弁論が行われました。控訴した第一審の原告は、54世帯165名です。COVID-19(新型コロナウイルス感染症)対策により、一般傍聴席は19名のみでしたが、開始時間が14時ということも重なり、この日の傍聴人は原告含め23名と報道関係者6名でした。

なお、これまで「原告」と「被告」という表現でしたが、第一審判決に対して双方が控訴したため、「控訴したが、控訴もされた」ということで、正確には双方「控訴人兼被控訴人」という表現になるようです。ちょっとややこしいので、本紙では、「原告、国、東電」と記載します。

第一審の判決をつけ、原告、国、東電とも不服として今回の控訴審を迎えました。控訴審第一回目のこの日、最初に、原告を代表し中手聖一さんからの意見陳述と、北海道訴訟弁護団団長の岩本勝彦弁護士から意見書の読み上げが行われました。ここで、岩本弁護士の意見書をご紹介します。

意見書

2020年(令和2年)12月4日
弁護団長 岩本勝彦

1. 目に見えないものがふたつある。
ひとつ 今、私達は、目に見えない新型コロナウイルス禍を前にして立ち竦んでいる。息をすることさえままならない。
ふたつ 2011年3月の原発事故で目に見えない放射能に襲われた時、人々は息をのみ、凍りついた。
2. 「なぜこんな目に遭う」のであろうか。
新型コロナ禍は、いわば天災であり、「天命」として受け入れることが可能である。しかしながら、原発事故による放射能汚染は、原発の存在によって生じた人災である。これを「天命」として受け入れることは絶対に出来ない。

3. この人災を生んだのは、ほかならぬ国、そして東電である。
国は言っている。
「原発は、巨大な地震や津波が来ても、それらに耐えられるように設計されている」と。
果たして、そうであったか。結果は、見るも無残なものであった。
東電は、言っている。
「原発事故によって生じた損害は、誠意を持ってその賠償に努める」と。
果たして、そのようにしているか。そうではない。この訴訟の対応は不誠実である。
4. 裁判所に求めるものふたつ
ひとつ 国と東電の言っていることと、やっていることとの落差の大きさを生ずる責任を明確にすることである。
ふたつ 何気ない日常の全てを一挙に失ったことへの想像力を働かせることである。私達は、コロナ禍のもと、大切な日常が徐々に失われつつあることを実感している。これには対処の方法があるのがまだ救いである。
これが放射能の場合、かけがえのない日常が瞬時に消え、果てしない恐怖心が人々を支配し、全くなす術はなかったのである。
原発被災者の受けた喪失感、恐怖感、悲哀、絶望等、筆舌しがたい苦しみを少しでも癒し、救済する裁判を強く求めるものである。

つづいて、原告と国から、控訴した理由についてプレゼンテーションが行われました。東電は、書面のみで提出で、この場での発言はありませんでした。

■原告の控訴理由

第一審から原告は、①責任論 ②損害論 ③因果関係論※1の3つを柱にして主張してきました。判決で①責任論については「国、東電とも責任がある」と、被告の責任を認めたものの損害賠償額に反映されず、避難継続の相当性が認められませんでした(傍聴人の裁判解説 No.16に内容記載)。その理由として挙げられるのが「第一審判決の中に、低線量被ばくに対する言及がない」ことです。

これは、原告の主張だけではなく、被告側の反論についても触れら

※1 ①責任論・・・事故の責任の所在を追求し、被告に重大な過失があることを明らかにする。
②損害論・・・「抽象的規範的損害(財産的損害)」と「精神的損害」の二つを主張し、事故により受けた損害を明らかにする。
③因果関係論・・・避難、および避難継続の正当性をその根拠とともに明らかにする。

れておらず、第一審で双方が主張と反論を続けたにもかかわらず、「低線量被ばく」が無視されたに等しいのです。「低線量被ばくへの言及がないのに、どうして避難期間が決められるのか？判決文にある避難として認める期間は、根拠に乏しいと言わざるを得ない」という気持ちを込めるかのように、弁護団は「一審判決に中身がないということに尽きる」という、厳しい口調で裁判所に主張しました。

低線量被ばくによって、健康被害が起きるメカニズムは既に世界的に認められていることであり、だからこそ日本でも「年間線量が5 mSvを超える区域は**管理区域**、1 mSvを超える区域は**周辺監視区域**」として管理し、**管理区域**は立入制限や防護服の着用、経口摂取しないための措置を必要としています。そして、**周辺監視区域**への居住は禁止で、一般公衆の立入りも制限されています。しかし、事故後に国が避難と避難解除の基準として、年間線量 20mSv という数字を定めたことで、多くの矛盾が生じていることは言うまでもありません。事故の前後で、放射線防護の方針が変わってしまったこと、その理由についての具体的根拠の説明がないことなど、第一審で伝えてきたことが判決に言及されなかったことから、これまで以上に主張を続けていくことになるのでしょう。

■国の控訴理由

国はこの日、第一審で「責任がある」という判決が出たことに対し、「責任はない。想定外の自然災害」だとする根拠を説明しました。原告は「国が規制権限を行使し、東電に津波対策をとるように命令すべきだったし、そうするだけの根拠があった」と主張したのに対し、国は「専門家の意見・判断を尊重して判断する、と言う手続を踏む構造の中で、今回の津波は想定外」と言っています。ここで鍵となるのが、〈三陸沖北部から房総沖までの一帯で大地震が起きた場合、明治三陸地震と同様の津波が発生する可能性〉を算出した「長期評価の見解」です。

「長期評価」とは、主要な活断層で発生する地震や海溝型地震を対象に、地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率を予測したもので、国の機関であ

る〈地震調査研究推進本部〉が公表しています。〈地震調査研究推進本部〉は、阪神淡路大震災により 6,434 名の死者を出し、10 万棟を超える建物が全壊する被害をうけて「日本の地震防災対策における多くの課題を浮き彫りにした」ということから当時の総理府（現在は文部科学省）につくられました。



地震本部
サイト

国の主張によれば、平成 14 年 7 月に公表された「長期評価の見解」をうけ、原子力規制機関は原発の安全性を確保する上で調査をする必要がありました。そのため、翌 8 月から原子力保安院は調査を行いました。「この見解には客観的、合理的根拠に裏付けられた知見だとは認められない」と判断。翌年 3 月には、「長期評価の見解」を発表した〈地震調査研究推進本部〉自らが「この長期評価の見解は信頼度が低い」と評価したそうです。さらに、平成 18 年 8 月以降、「長期評価の見解」を裏付けるような科学的根拠が発表されない上に、「この見解と整合しない科学的根拠ばかりが発表された、それは、福島第一原子力発電所の事故が起きるまで続いた」と国は主張し「当時の多方面にわたる科学的、専門技術的知見を備える専門家や専門家集団の意見、判断から、原子力保安院が下した判断（「長期評価の見解」は信頼できない）に誤りはなかった」だから「津波は想定外で予見できなかった」というわけです。

■今後の控訴審

第一審の判決に対し、当然ながら、原告、国、東電が不服とするポイントは違います。それぞれが、受け入れられない部分を覆すための主張と、その主張に対する反論も続けなければなりません。次回、控訴審第 2 回口頭弁論は 3 月 22 日（月）14 時から札幌高等裁判所にて行われます。COVID-19(新型コロナウイルス感染症)対策により、傍聴できる人数は制限されると思いますが、開廷時間の都合で、来にくくなった方もおられるようです。裁判所に対して関心が持たれていることを伝えるためにも、お時間が取れる方は傍聴にご参加ください。

傍聴人 金榮 知子